

令和4年9月定例会 県土都市整備委員会の概要

日 時 令和4年10月7日（金） 開会 午前10時
閉会 午前11時 7分

場 所 第9委員会室

出席委員 飯塚俊彦委員長

安藤友貴副委員長

渡辺大委員、高木功介委員、武内政文委員、高橋政雄委員、

宮崎栄治郎委員、醍醐清委員、町田皇介委員、中川浩委員、

浅野日義英委員

欠席委員 なし

説明者 [県土整備部関係]

北田健夫県土整備部長、磯田忠夫県土整備部副部長、

山科昭宏県土整備部副部長、水草浩一参事兼河川砂防課長、

武澤安彦県土整備政策課長、飯塚雅彦県土整備政策課政策幹、

高橋厚夫建設管理課長、赤沼知真用地課長、根岸幸司道路街路課長、

相原秀行道路環境課長、長谷部進一河川環境課長

草野忠幸収用委員会事務局長

[都市整備部及び下水道局関係]

村田暁俊都市整備部長、堀井徹都市整備部副部長、

関根昌己都市整備部副部長、浪江治都市整備政策課長、

小島茂都市計画課長、小島孝文市街地整備課長、

石川修産業基盤対策幹、鈴木水弘公園スタジアム課長、

山田暁子建築安全課長、中村克住宅課長、

会田守克営繕課副課長、大澤春樹設備課長

今成貞昭下水道事業管理者、伊田恒弘下水道局長、

岸田秀参事兼下水道事業課長、檜山志のぶ下水道管理課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第116号	令和4年度埼玉県一般会計補正予算(第4号)のうち県土整備部関係、都市整備部及び下水道局関係	原案可決
第117号	令和4年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第123号	訴えの提起について	原案可決
第124号	首都高速道路株式会社の埼玉県道高速葛飾川口線等に関する事業の変更の同意について	原案可決

2 請願
なし

【付託議案に対する質疑（県土整備部関係）】

高木委員

首都高速道路関係について、事前登録をしていない車検時の代車やレンタカーなどの場合は、障害者割引を受けるにはどうしたらよいのか。

県土整備政策課政策幹

事前登録されていない車両を利用する場合については、ETCレーンではなく、一般レーンにおいて障害者割引の事前登録をした障害者手帳を提示することで、障害者割引を受けられる予定である。

なお、ETCを利用する場合は、障害者手帳と合わせて、ETCカードを提示する必要がある。

渡辺委員

- 1 第116号議案について、43億7,000万円ほどの繰越明許費を設定した理由は何か。
- 2 昨年度に比較して増減はどうか。

県土整備政策課長

- 1 支障物件の移設等による関係機関との協議、地権者や地元住民との調整に不測の日数を要したことから年度内に事業の完了が困難な事業が生じたことが主な理由である。このように不測の事象が発生したことにより発注や進捗に遅れが生じた事業については、年度をまたいだ工期設定を行うなど適正な工期を確保できるようになるため、早期の繰越設定が望ましいと考えている。令和2年度から9月定例会での早期繰越の設定をしている。各事業を丁寧に確認し、現時点で必要な事業について、前倒しで繰越設定をさせていただいた。
- 2 今回の繰越明許費は43億7,170万円、昨年度9月定例会は61億8,253万7千円で、約18億円と大幅に減少している。新型コロナウイルス感染症の影響による繰越が、前年に比べて大幅に減少していることが影響している。

渡辺委員

昨年度に比べて約18億円と大幅に早期繰越が減少していることから、事業者への負担が増えることが懸念されるが、見解を伺う。

県土整備政策課長

新型コロナウイルス感染症の影響による繰越が昨年度と比べて大幅に減少しており、減少した繰越明許費18億円のうち14億円と大部分を占めている。新型コロナウイルス感染症の影響が少なかったことが主な理由であることから、事業者の負担は、余りないと考えている。適正な工期設定が前倒しの繰越設定の大きな目的である。今後も引き続き、事業者への負担がなるべく生じないように努めていく。

【付託議案に対する質疑（都市整備部及び下水道局関係）】

渡辺委員

第116号議案の県営公園における再生可能エネルギー導入可能性調査と第117号議案の県営住宅における省エネ対策について併せて伺いたい。省エネの観点からLEDに交換すること自体はよいと思うが、電灯の色が気になっている。電灯の色は、公共団体では昼光色、昼白色が多いが、マンションや民間のイベント会場では電球色が多く使用されている。電灯の色については、公園やまちのデザインやブランディングの視点を考慮すべきと考えるが、どのように選定するのか。

公園スタジアム課長

県営公園では、公園の夜間利用者への安全性の確保、防犯対策が大変重要になる。このため、利用者が通行する園路については、電球色よりも照度が高い昼白色を使用して、周囲からの見通しや視認性の確保を図っている。今後、修景池周りなど、園路以外でのLED化を進める予定であるが、その際には、色温度の低い、電球色の照明にするなど、景観を楽しめるような、演出効果の工夫についても検討したい。

住宅課長

県営住宅では、自然光に近い色とするために、一般に昼白色を採用してきた。電灯の色については、様々な特性があり、デザインを考慮するという点も必要な視点であると考えている。改修に当たっては、利用者である自治会の意見なども参考にしながら、採用する電灯の色を検討していきたい。

渡辺委員

- 1 照度を落とすと防犯上の観点から本当に危ないのかという研究もされており、電球色にしても犯罪発生件数は増えていないという統計も最近出ている。公園の園路については、安全性、防犯の観点から照度を高くするということであるが、明るければ、防犯上効果があるという前提が正しいのかということもあるため、園路についても検討してはどうか。
- 2 県営住宅については、自然光に近い色を設定しているということであるが、点灯するのは夜間である。自然光に近いと昼白色は覚醒効果があり、睡眠にもよくないというデータがあることから、その辺も考慮した上で検討してはどうか。

公園スタジアム課長

- 1 照明等の色と防犯対策については、きちんとその効果について検証する必要があると考える、知見を集めて研究を進めたい。

住宅課長

- 2 昼白色の覚醒効果については認識をしている。今後改修するLED等について検討を進めていきたい。

武内委員

- 1 県営公園の再生可能エネルギー導入可能性調査は、全ての公園を対象に行うのか。また、調査内容は何か。

- 2 エネルギー価格高騰対策の予算と位置付けられているが、再生可能エネルギーの導入の目的は何か。
- 3 例えば太陽光パネルを設置するために公園の樹木を伐採するなど、その公園の持つ緑や、安らぎ機能を損なってまで、再生可能エネルギーの導入を優先することは問題と考える。公園に再生可能エネルギーを導入することについて、県としてどう考えているのか。今回の調査は、積極的導入を前提としているのか。
- 4 なぜ、県単独事業であるこの調査を今回補正予算で計上する必要があるのか。緊急性などの理由はあるのか。

公園スタジアム課長

- 1 今回の調査対象は、緑道を除く、都市整備部所管の24公園である。その調査の中では、再生可能エネルギーを活用した発電施設の実現可能性や経済比較を行い、設置できるかどうか判断をする。その上で、公園の絞り込みを行った上で、大まかな規模や場所などの検討を進めたい。
- 2 電気料金が急激に高騰していることを踏まえ、公園の維持管理費の増加を抑制する意味で、代替のエネルギーを積極的に活用することを目的としている。また、再生可能エネルギー施設は、自然災害への備えとして蓄電池を併設し、バックアップ的に活用するなど公園の持つ防災機能の強化も期待できる。
- 3 公園内の樹木は、自然環境、景観、防災機能など、都市公園にとって大変重要である。公園の本来の機能を損なうような導入は想定していない。
- 4 電気料金が急激に高騰しており維持管理費を抑えたいということ、いつ起こるか分からない自然災害への備えとして再生可能エネルギーの利用による防災機能強化を早急に検討、着手したいことから、補正をお願いしている。

武内委員

4か月程度の間には24公園を対象に調査することができるのか。補正ではなく、来年度当初予算で議論した上で、調査するという考え方はないのか。

公園スタジアム課長

24公園と数多くの公園を対象に検討するが、実現可能性や経済比較については、今ある情報を基に試算、比較検討ができるため、残される4か月で公園の絞り込みはできると考えている。来年度以降については、その絞り込まれた公園について、具体的にどの場所でどういう施設を設置するか検討を行った上で、設置に向けて早急に着手していけるように、今年度から検討したい。

武内委員

調査の結果、導入可能性がある場合でも、実際に導入するかどうかは、改めて検討するのか。

公園スタジアム課長

今回の調査で導入する公園を決定したいと考えている。来年度は、選定された公園に対して、細かい計画、設計等を進めていきたい。

武内委員

今年度のもっと早い時期に、どの公園に導入するか結論を出さないと、来年度予算に計上できないのではないかと。いつその判断をするのか。

公園スタジアム課長

今回の検討の中で絞り込みをすることになるが、4か月間の中でも前半の方で早めに結論を出して、来年度の予算要求に反映させていきたいと考えている。

武内委員

県の考え方を整理した上で、調査を委託する必要がある。基本的な公園機能をしっかり意識した上で調査を実施してもらいたい。(意見)

醍醐委員

第123号議案について、対象者の家賃の状況について伺う。

住宅課長

この二人については、不正な入居の状態であるため、家賃は発生していない。県の所有物を勝手に使用していることから損害賠償金を請求しているという状況である。

醍醐委員

損害賠償金の額はどのくらいになるのか。

住宅課長

番号1の対象者の8月末日時点での損害賠償金の未納額は、約650,000円である。番号2の対象者の8月末日時点での損害賠償金の未納額は、約62,000円である。

醍醐委員

番号2の対象者は、最近、契約者が亡くなられたという解釈でよいのか。そんなに早く、訴えの提起をしてしまうものなのか。

住宅課長

番号2の対象者については、損害賠償金として毎月請求しており、都度入金されている。番号1の対象者は、損害賠償金として請求しているが、入金がない状況で、損害賠償金の未納額に大きな差が出ているという状況である。

醍醐委員

番号2の対象者は、損害賠償金を毎月納めているということであるが、本来、明渡しと同時に、損害賠償金を請求するべきではないのか。

住宅課長

今回の対象者2名については、生活保護の受給者となっている。番号2の対象者については、名義人が亡くなった際に、親族の方から、この対象者が精神疾患があるという申出をいただいている。県では、精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、要件が満たされれば地位の継承ができるという規定があり、この方には丁寧に、病院で受診するように、再三に

わたり、指導してきたところである。また、親族の方やケースワーカーの方にも御協力をお願いして、病院で受診するように指導してきたところであるが、本人の意思によって、受診いただけないという状況にある。そこでやむなく、今回、訴えの提起に至った。

町田委員

- 1 第117号議案について、水銀灯からLEDの外灯への交換工事ということであるが、県営住宅における外灯は、全体で何基あり、その内、水銀灯はどの程度あるのか。
- 2 現存する水銀灯のうち、今回どの程度の外灯をLEDに交換するのか。また、今後残った水銀灯の対応を、県としてどのように考えているのか。

住宅課長

- 1 県営住宅には、外灯が約2,500本程度あると把握している。このうち、600本については、既に改修が終了しているが、消費電力の大きな水銀灯がまだ1,900本残されているという状況である。
- 2 第117号議案で6,000万円を計上させていただいており、今年度は約400本を目標に考えているところであるが、外灯のポールの劣化状況や、製品もいまだに高騰が続いていることから、予算を承認していただいた後、早急に設計に着手して、可能な限り改修を進めていきたいと考えている。次年度以降についても、計画的に解消していくため、予算要求を考えているところである。全体としては、令和7年度までにLEDに、全体で回収したいと考えている。

町田委員

令和7年度までに順次変えていきたいということだが、水銀灯が全部LED灯に変わった場合に、電気代はどの程度削減を見込んでいるのか。

住宅課長

LED灯に改修した場合に、メーカーや製品によって違いがあるが、現在試算している範囲では、一本当たり約9,000円程度の電気料金が削減できると考えている。

【付託議案に対する討論】

なし